

北海道告示第10556号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成31年4月22日

北海道知事 高橋 はるみ

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者		登録有効期限
					名称	住所	
北海道第2828号	乾血及びその粉末	乾燥血粉肥料	窒素全量 13.0	該当なし	株式会社北海道畜産公社	札幌市中央区北4条西1丁目1番地	H37.5.6